

Vol
69
2020

法務省だより あかれんが

法務省における
新型コロナウイルス感染症対策の
取組をご紹介します

《今月の注目記事》

- 7月は再犯防止啓発月間～立ち直りを支える地域の力～
- 第70回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
- 自筆証書遺言書保管制度が始まります！
- 記者が行く！刑務所で医療用ガウンなどの製作を始めました
～新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて～
- 法務省で働くひと・しごと紹介



もくじ

～特集記事～

- 01 法務省における新型コロナウイルス感染症対策の取組をご紹介します…………… P01
- 02 7月は再犯防止啓発月間～立ち直りを支える地域の力～…………… P10
- 03 第70回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～…………… P13
- 04 自筆証書遺言書保管制度が始まります！…………… P15
- 05 2020年4月から民法（債権法）が改正されます！～第2話～…………… P19

～常設記事～

- 06 お答えします～外国人在留支援センター（F R E S C）について～…………… P28
- 07 記者が行く！刑務所で医療用ガウンなどの製作を始めました
～新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて～…………… P29

～連載記事～

- 08 そんなとき法テラスがお役に立ちます！Vol. 49
～新型コロナウイルス感染症 支援情報～…………… P35
- 09 法制度整備支援の現場から…………… P36
- 10 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol. 5～刑事局付（兼東京地検検事）～…………… P37

法務省における新型コロナウイルス感染症対策の 取組をご紹介します

法務省は、国民生活に密接に関わる基本法を所管し、安心・安全な社会を実現する責務を負っています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、業務を継続する必要がありますが、法務省には、法務局等の窓口業務、入国審査業務、刑務所等の収容業務など、多様な業務があります。そこで各組織の特性に即した対策を講じています。

本年2月には、法務省内の連携と情報共有を図り、対策を推進するため、法

務省新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。また、各組織がそれぞれの実情に応じた取組を行う際の指針として、本年4月には、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針を策定し、省全体及び省内各組織において必要な対策に取り組んでいます。

以下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民の皆さまに知っていただきたい法務省の取組をご紹介します。

登記事項証明書はオンラインで請求できます！

土地・建物、会社・法人の登記事項証明書の請求には、パソコンのWEBブラウザから、インターネットを利用して請求することができる「かんたん証明書請求」の利用が大変便利です。

法務局に訪れることなく、登記事項証明書を取得することができますので、ぜひご利用ください！

利用方法については、法務省ホームページに掲載している「かんたん証明書請求」をご覧ください。



法務省ホームページ
かんたん証明書請求



<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/whats/kantan/summary.html>

かんたん証明書請求の特色

▶ 窓口請求より安い！

登記所の窓口で登記事項証明書を請求する場合の手数料は600円のところ、かんたん証明書請求を利用した郵送受取の場合は500円、窓口受取の場合は480円です。

▶ 自宅にいながら！

手数料はインターネットバンキングで電子納付することができ、請求手続きがWEB上で完結（Pay-easyに対応したATMでも納付可能）します。

▶ 電子証明書は不要！

かんたん証明書請求で請求可能な手続きは、全て電子証明書が不要です。

在留申請手続はオンラインで行うことができます！



2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略 2018」において、在留資格手続の円滑化・迅速化のため、在留資格手続上のオンライン申請を開始することとされたことを受け、2019年7月から、一定の要件を満たす所属機関の職員などが、外国人の方々からの依頼に基づき、一部の申請手続・在留資格についてオンライン申請をスタートしました。

その後、更なる円滑化・迅速化のため、2020年3月、対象となる申請手続や在留資格を拡大しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止として、申請窓口を訪れることなく手続を行うことができますので、ぜひご利用ください。今後も利用者の利便性の向上に向けて、更なる検討を進めていきます。

出入国在留管理庁ホームページ：在留申請オンライン紹介ページ
<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html>



許されません！新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見

新型コロナウイルス感染症に関連して-不当な差別や偏見をなくしましょう-

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持に貢献している方々や、これらの方々のご家族等が不当な差別的取扱いを受けるなどの事例が報告されています。国民が一丸となって感染の拡大に立ち向かうべきときに、このような不当な差別や偏見はあってはなりません。

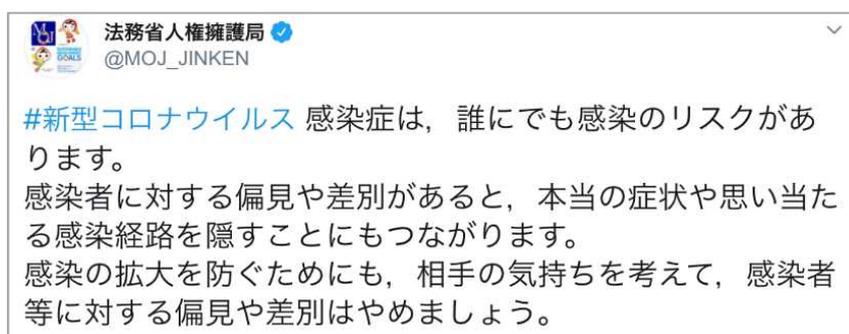
法務省では、森まさこ法務大臣からも緊急ビデオメッセージを発信して国民の皆さまに呼びかけています。

さらに、法務省人権擁護局では、法務省ホームページや、Twitter(ツイッター)等の SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じた啓発活動を行っています。



森まさこ法務大臣からの緊急ビデオメッセージ

(YouTube 法務省チャンネル)

法務省ホームページ
人権擁護局
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>


法務省人権擁護局公式 Twitter(ツイッター)アカウントからの投稿

人権相談窓口

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭われた方からの人権相談を受け付けています。

各種の相談窓口を設けておりますので、困ったときは一人で悩まず、私たちに相談してください。

▶ インターネット人権相談

様々な人権問題のインターネットによる相談窓口です。詳しくは下記の URL をクリックしていただくか、QR コードを読み込んでください。

www.moj.go.jp/JINKEN/jinken13.html



▶ みんなの人権110番

(全国共通人権相談ダイヤル)

様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

[0570-003-110](tel:0570-003-110)

(平日8:30~17:15)



▶ 子どもの人権110番

いじめ・虐待など子どもの人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

[0120-007-110](tel:0120-007-110)

(平日8:30~17:15)



▶ 女性の人権ホットライン

家庭内暴力など女性の人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

[0570-070-810](tel:0570-070-810)

(平日8:30~17:15)



▶ 外国語人権相談ダイヤル

外国人のための電話による相談電話です。

[0570-090-911](tel:0570-090-911)

(平日9:00~17:00)



お知らせ

これらの情報は、法務省ホームページ(人権擁護局ページ)や以下の法務省人権擁護局公式 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)アカウントでも発信しておりますので、ぜひご確認ください。



法務省ホームページ
人権擁護局



<http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>



https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN



<https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ/>



矯正施設における新型コロナウイルス感染症対策

矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインを策定しました

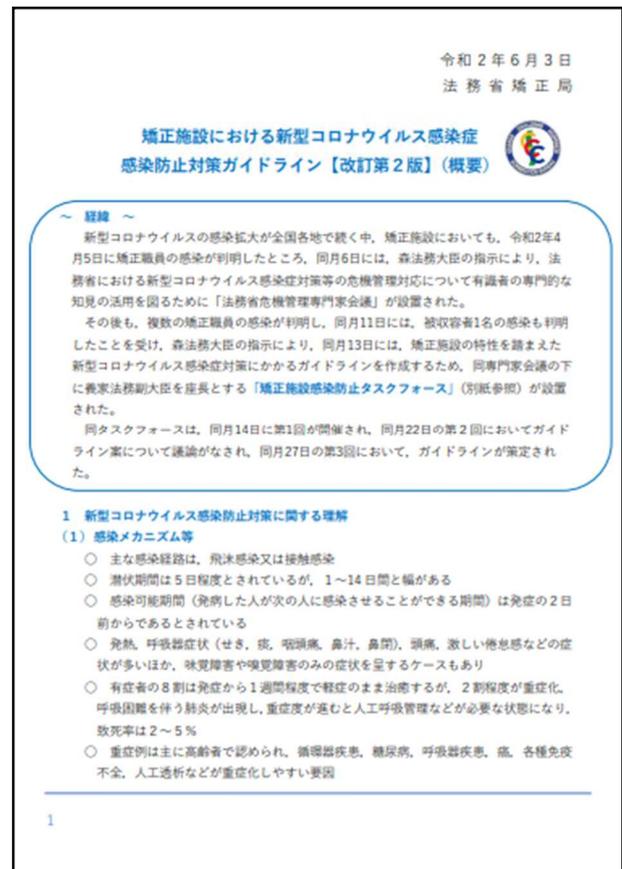
新型コロナウイルス感染症の拡大が全国各地で続いていた本年4月、矯正施設においても、職員等の感染が判明しました。

そこで、矯正施設の特性も踏まえたガイドラインを作成するため、義家法務副大臣を座長とする矯正施設感染防止タスクフォースが設置されました。同タスクフォースは、2020年4月14日に第1回が開催され、同月22日の第2回において、ガイドライン案について専門家の方々と議論がなされ、同月27日の第3回において、ガイドラインが策定されました。

ガイドラインは、

- **新型コロナウイルス感染防止対策に関する理解**
- **感染防止に向けた取組**
- **感染者等が発生した際の対応**
- **感染防止のために確保すべき備品**

などを盛り込んだ実践的な内容となっており、全国の矯正施設において、同ガイドラインに基づく感染症対策を講じています。



矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン

本号の常設記事「記者が行く！」(29ページ)では、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、刑務所で医療用ガウンなどの製作を始めたことを紹介していますので、ぜひご覧ください。



法務省ホームページ
感染症対策ガイドライン



<http://www.moj.go.jp/content/001321399.pdf>

入管施設における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを策定しました

入管職員が勤務する施設には、閉鎖空間である収容施設のほか、申請人の方々と入管職員が直接にやり取りする出入国港や在留申請窓口がありますが、これらの場所は、ひとたび新型コロナウイルス感染症の感染が発生すれば、感染者だけでなく、多くの人の健康と出入国在留管理行政の遂行に重大な影響を及ぼしかねません。

そこで、2020年4月30日、宮崎法務大臣政務官が座長を務める入管施設感染防止タスクフォースにおいて、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」が策定されました。



法務省ホームページ
感染症対策マニュアル



http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00095.html

このマニュアルは、出入国在留管理庁が一丸となって新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むために、各分野に精通した専門家の先生方から、重要かつ有意義なアドバイスをいただきながら策定したもので、出入国港、在留申請窓口、入管収容施設といったそれぞれの入管施設の特性を踏まえて、

- 各施設での感染防止策、感染拡大防止策
- 職員や被収容者に感染者が出た場合の対応



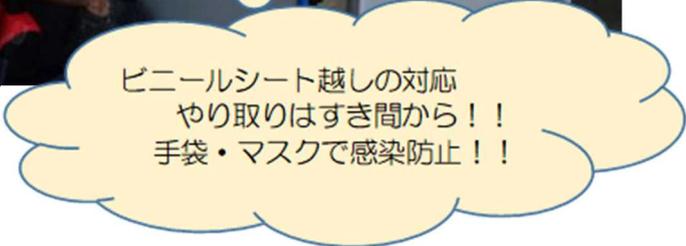
入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(表紙)

- 感染の疑いのある出入国者や来庁者及び被収容者への対応
 - 受託業者による感染防止対策
- などを内容とした実践的なマニュアルとなっています。

また、地方自治体を含め、他の行政分野の窓口、学校や高齢者施設等においても、参考にしていただけるのではないかと考え、ホームページ等でも公表しています。

マニュアルに基づく実際の取組

■ 建物内への入場制限の実施



■ 庁舎外でのソーシャルディスタンス（人と人との物理的距離）の確保



■ 庁舎内でのソーシャルディスタンス（人と人の物理的距離）の確保



■ 審査機器の消毒



■ 防護服の装着



感染の疑いのある人に接するときは、フェイスガード・手袋・マスクに加え、防護服を着用！！

■ 収容施設の面会室の通声口にプラスチック板を設置



面会室もプラスチック板を設置して感染防止！！

面会に来た人と安心して話ができる！！

7月は再犯防止啓発月間 ～立ち直りを支える地域の力～

再犯防止啓発月間って何？

国民の皆さまの間で広く再犯の防止等についての関心と理解を深めていただくため、再犯防止推進法により毎年7月が再犯防止啓発月間と定められています。

再犯防止って何？

犯罪や非行をした人が、立ち直り等を通じ、再び罪を犯すことがないようにすることを再犯防止と呼んでいます。



再犯防止ポスター

再犯防止が目指すものは？

法務省は、再犯を防止することで、「誰もが犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会」の実現を目指しています。

再犯防止は、国際目標である持続可能な開発目標(SDGs)の達成のための優先課題の一つである「平和と安全・安心社会の実現」にも資する取組です。



法務省SDGsロゴ

具体的な再犯防止の取組は？

立ち直ろうとする人は様々な困難な状況に置かれている場合があります。そのため、例えば、仕事や住まいを確保できず、社会復帰が困難となっている人には、就労支援を行ったり、更生保護施設などで

一時的に受け入れたりしています。また、必要な福祉の支援が受けられない人には、適切な介護などの保健医療・福祉のサービスが受けられるよう調整を行うなどしています。

再犯防止について知ろう！

犯罪や非行をした人が立ち直るためには、周りの人たちの支えがとても重要です。

立ち直ろうとする人を、受け入れ、支える方法は様々ですが、この機会に皆さまも何ができるかを一緒に考え、できることから始めてみませんか。

法務省では、より多くの皆さまに再犯防止について知っていただくため、YouTube上で、次のような再犯防止に関する動画を掲載しておりますので、ぜひご視聴ください。

僕が非行から立ち直ったきっかけ

品川庄司の品川祐さん、パンクブーブーの黒瀬純さん、バッドボーイズの佐田正樹さんの3人が、非行に走っていた頃の気持ち、どのようにして非行から立ち直ったのか、そのきっかけは何だったのかなどについて素直な想いを語り合っています。



『再犯防止』を学ぶ動画

「僕が非行から立ち直ったきっかけ」YouTube



<https://www.youtube.com/watch?v=I1uBdZJzdLU>

なお、法務省赤れんが棟の法務史料展示室前では、再犯防止に関する常設展示も行っています。

「再犯防止」を広めよう！

法務省ホームページでは、再犯防止に関するバナーや再犯防止啓発月間のポスターをダウンロードすることができます。「再犯防止」を広めるため、ご活用いただくと幸いです。



法務省ホームページ
バナーとポスター



www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00023.html



再犯防止バナー

もっと詳しく知りたい方のために

法務省では、再犯防止に関する取組をまとめた再犯防止推進白書を毎年刊行しています。

また、法務省ホームページには、再犯防止対策に関するページを設けています。詳細は、「再犯防止対策」フロントページをご覧ください。



法務省ホームページ
再犯防止



http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00038.html



令和元年版
再犯防止推進白書の表紙

再犯防止にご理解とご協力を
お願いします！



第70回 “社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

本運動は、昭和26年(1951年)から法務省が主唱し、今年で記念すべき70回目を迎えました。



更生ペンギンの
ホゴちゃんとサラちゃん



第70回“社会を明るくする運動”ポスター

本運動の実施要綱等について

本運動の趣旨をより多くの国民の皆さまにご理解いただくことができるよう、本運動の実施要綱を分かりやすく改訂しました。運動の趣旨や目標について、今回からは「この運動において力を入れて取り組むこと」を新たに盛り込み、より分かりやすい表現としました。

また、皆さま一人ひとりにご協力いただけるよう、身近なことから取り組める、この運動への関わりの例を、実施要綱と共に法務省ホームページで公開しています。

実施要綱等については、右記のQRコードからご確認ください。



第70回“社会を明るくする運動”実施要綱



<http://www.moj.go.jp/content/001313506.pdf>



「この運動において力を入れて取り組むこと」



<http://www.moj.go.jp/content/001317194.pdf>

SNS等を活用した広報活動について

本年7月から、更生保護のマスコットキャラクター「更生ペンギンのホゴちゃん」などのLINE(ライン)スタンプを配信することを予定しています。

配信開始時期などの詳細については、法務省保護局公式 Twitter(ツイッター)等で改めてお知らせします。

また、本運動が70回の節目を迎えたことを契機として、法務省保護局では新たに「法務省保護局公式 Instagram(インスタグラム)」を開設しました。今後は、既に開設済みの「法務省保護局公式 Twitter(ツイッター)」に加え、Instagram(インスタグラム)も活用して、国民の皆さまに本運動や更生保護活動についてより身近に感じていただくことができるよう、更生保護ボランティアの素顔や更生保護活動の魅力などを中心

に発信してまいります。

更生保護について、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等で発信された情報をフォローしていただくことは、一人ひとりにできる“社会を明るくする運動”の取組の一つです。

下記のQRコードからそれぞれアクセスしていただき、閲覧、フォロー、リツイート等をよろしくお願いいたします。



法務省保護局公式
Instagram



https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/



法務省保護局公式
Twitter



https://twitter.com/moj_hogo

第70回運動の推進に当たって

例年であれば、本運動の強調月間である7月を中心に、全国各地で本運動の推進に関する街頭広報活動やシンポジウム等が開催されます。

しかし、本年は新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、ご紹介したInstagramやTwitter等を活用した、ソーシャルディスタンス(人と人の物理的距離)を保った形での広報活動を展開することとしています。

1年間を通じて様々な情報を発信してまいりますので、読者の皆さまも周りの方々に本運動や法務省保護局のSNS等を周知していただくなどのご協力をよろしくお願いいたします。



法務省ホームページ
第70回“社会を明るく
する運動”



http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html



法務省保護局公式 Twitter(ツイッター)

自筆証書遺言書保管制度が始まります！

はじめに

本年7月10日から、法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号。以下「法」という。)に基づく、「自筆証書遺言書保管制度」が始まります。文字どおり「遺言書」を遺言書保管所(法務局)(※1)で保管する制度ですが、具体的にどのようなものなのかご紹介します。

●遺言書保管所(法務局)(※1)として、全国312か所の(地方)法務局の本局及び支局(一部出張所含む。)でこの業務を取り扱います。詳細はこちらの URL からご確認できます。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00010.html



制度の概要

この制度が求められる理由

この制度でお預かりするのは、民法(明治29年法律第89号)第968条の自筆証書によってした遺言に係る遺言書(以下「遺言書」という。)です。

自筆証書遺言には、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、どこでも作成することができ、特別の費用もかからず、遺言者にとって手軽で自由度が高いというメリットがあります。他方で、作成や保管について他人の関与が不要とされているため、遺言書を紛失したり、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、相続人の間で、遺言書の改ざん等を理由に遺言書の成立の真正や遺言の有効性、遺言内容をめぐっ

て紛争が生ずる可能性があるというデメリットがあります。また、自筆証書遺言は、書面化に当たって厳格な方式が定められており、方式不備を理由として無効とされるおそれがあるというデメリットもあります。

そこで、この制度によって、法務局が、遺言者が作成した遺言書について、民法第968条が定める方式に適合しているか、外形的な確認をした上でお預かりすることにより、手軽で自由度が高いというメリットを損なうことなく、紛失や改ざん、方式不備による無効というデメリットを解消することが可能となります。

この制度でできること

1) 遺言者ができること

▶ 遺言書の保管の申請

遺言者は、自分で作成した遺言書の保管の申請をすることができます。手数料は、保管年数等にかかわらず、遺言書1通につき、3,900円です。また、遺言書の保管の申請は、遺言者が自ら出頭して行わなければなりません。これは、真正に成立していない遺言書の保管の申請がされることや遺言者の意思に反して遺



書の保管の申請がされることを防止するためです。なお、保管する遺言書は、遺言書原本及び画像データとして適切に長期間(遺言書原本は遺言者の死亡の日から50年間、遺言書の画像データを含む情報は、遺言者の死亡の日から150年間)保管されます。

▶ 遺言書等の閲覧

遺言書の保管が開始された後、遺言者は、保管されている遺言書について、原本又はモニターによる閲覧をすることができます。遺言書(原本)の閲覧と違い、モニターによる閲覧は、全国どこの遺言書保管所においても可能です。なお、遺言者の生前は、遺言者以外の方は遺言書等の閲覧をすることはできません。原本の閲覧の手数料は1回1,700円、モニターによる閲覧の手数料は1回1,400円です。

▶ 保管の申請の撤回

遺言書の保管が開始された後、遺言者は、いつでも、遺言書を保管している遺言書保管所の遺言書保管官に対して、保管の申請を撤回することができます。この手続には手数料は不要です。



法務省ホームページ
遺言者の手続



<http://www.moj.go.jp/content/001318460.pdf>

2) 関係相続人等ができること

▶ 遺言書情報証明書の交付の請求等

遺言者の死亡後(相続開始後)、遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者等(以下「関係相続人等」といいます。)は、遺言書の内容を証明する遺言書情報証明書の交付や、自己が遺言者の関係相続人等に該当する遺言書についてそ

の保管の有無等を証明する遺言書保管等を証明する遺言書保管事実証明書の交付を請求することができます。遺言書情報証明書の手数料は1通1,400円、遺言書保管事実証明書の手数料は1通800円です。

▶ 遺言書等の閲覧

遺言者の死亡後(相続開始後), 関係相続人等は, 遺言書保管所で保管されている遺言書について, 原本又はモニターによる閲覧を請求することができます。閲覧の請求をできる遺言書保管所や, 必要な手数料については, 遺言者による遺言書の閲覧と同様です。



法務省ホームページ
相続人等の手続



<http://www.moj.go.jp/content/001318461.pdf>



3) その他本制度の特色

▶ 通知制度

遺言者が遺言書保管所に遺言書を保管しても, その事実を関係相続人等が知らないと, 最終的に遺言書の内容が関係相続人等に伝わらないという事態も考えられます。そこで, 遺言書をお預かりする法務局の職員である遺言書保管官は, 関係相続人等に対し, 遺言書情報証明書を交付し, 又は遺言書を閲覧させたときは, その他の関係相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知することとされています。

▶ 予約

本制度では, 遺言書の保管の申請の手続を始めとする, 遺言書保管所において行う全ての手続について予約が必要となります。予約は, 「法務局手続案内予約サービス」の専用ホームページにおいて24時間365日可能です。予約は, 本年7月1日から開始する予定ですが, 詳しくは法務省ホームページにてお知らせします。



法務省ホームページ
予約について



http://www.moj.go.jp/MINJI/mijnji03_00051.html

「法務局手続案内予約サービス」の専用ホームページ



<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

▶ 検認

遺言書保管所において保管されている遺言書については, 家庭裁判所の検認は不要となります。

自筆証書遺言書保管制度の利用をぜひご検討ください！

高齢化の進展と共に、次の世代への財産等のスムーズな引継ぎが重要な課題とされています。本制度をきっかけとして、遺言をより身近なものに感じていただき、遺言の利用が進めば、残されたご家族等の遺産に関する権利が早期に確定し、ひいては社会問題化している所有者

不明土地問題の対応としての相続登記の容易化にもつながることが期待されています。

ご自身の財産をご家族等へ託す方法の一つとして、遺言書を作成される際には、ぜひ、この自筆証書遺言書保管制度もご活用ください！

**あなたの大切な遺言書を
法務局(遺言書保管所)が
守ります。**

預けて安心! 遺言書保管制度

全国
**300か所
以上(※)**
で実施します!
(※)全国の法務局
(本局・支局)

令和2年
7月10日(金)
から開始します!

遺言書はかんがるー

(詳しくは法務省のホームページへ) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

法務省民事局

自筆証書遺言書保管制度のポスター

2020年4月から民法(債権法)が改正されます!

～第2話～

法務省民事局参事官室では、2020年4月1日に施行された民法(債権法)改正の内容を皆さまにお知らせするため、マンガ「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」を作成しました。

このマンガについては、新聞報道でも取り上げられるなど、大きな反響がありました。



この法務省だより「あかれんが」では、前号68号から第1話の掲載を始めました。全6話の掲載を予定しております。



桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール



http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」



マンガの表紙



マンガの目次

第2話 ^{やつ かん} 約款

















第2話 ポイント

これまでの民法には、利用規約などのように、当事者の一方が契約内容を画一的に定めた契約条項(いわゆる約款)についてのルールがありませんでした。しかし、現代では、電気・ガスの契約や、預金や保険の契約、電車・バスに乗るための契約など、様々な場面で約款が用いられています。そこで、新しい民法は、このような契約条項を「定型約款」と呼び、ルールを定めました。

新しい民法では、定型約款の中の条項がどのような場合に契約内容となるのかといった基本的なルールが定められました。また、利用者の利益を一方的に害する不当な条項については効力が否定されることも明らかにされました。



お答えします

～外国人在留支援センター(FRESC)について～

【Q1】外国人在留支援センターはどのような仕事をしていますか？

【A1】

外国人在留支援センター(※)では、我が国に在留する外国人の支援に関わる関係機関を新宿区のJR四ツ谷駅前のビル(CO・MO・RE YOTSUYA(コモレ四谷))に集約させて、外国人の在留を支援することとしています。このセンターでは、外国人を支援する地方公共団体職員への研修や情報共有など全国の地方公共団体への支援、外国人からの相談対応、外国人の雇用促進などの業務を行う予定です。



※ Foreign Residents Support Center "FRESC"(フレスク)

【Q2】外国人在留支援センターには、どんな機関が入居するのですか？

【A2】

法務省関連では、出入国在留管理庁、東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部及び法テラスが入居します。また、外務省、厚生労働省及び経済

産業省等とも連携を図り、我が国の重要課題の一つである外国人の受入れ環境の整備に向けた取組を実施していくこととしています。

【Q3】いつオープンするのですか？

【A3】

令和2年7月6日(月)のオープンを予定しています。

記者が行く！

刑務所で医療用ガウンなどの製作を始めました

～新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて～

【記者】

皆さま、こんにちは！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、マスクや防護服、医療用ガウンが不足しています。

森法務大臣は、記者会見（令和2年4月24日）において、各地の刑務所で医療用ガウンや布マスクの製作を始めたことを紹介しました。そして、法務省として、関係省庁等が行う新型コロナウイルス感染症対策にも、積極的に助力していくとお話しになりました。

そこで、今回は、刑務所で製作している医療用ガウンや布マスクについて取材したいと思います。

今日は、矯正局成人矯正課作業係の担当者に、法務省の中庭でお話を伺いました。青空の下での取材はとても気持ちがいいものです。法務省赤れんが棟のサツキツツジが満開で見頃でした。



法務省赤れんが棟のサツキツツジ
（5月下旬取材当時）

Q どこでどのくらい生産しているの？

【記者】

受刑者が刑務作業として、医療用ガウンや布マスクの生産を始めたことに驚きました。ぜひ詳しく教えてください。

【担当者】

医療用ガウンは、府中刑務所や横浜刑務所など、**全国42か所の刑務所(支所を含む。)**で、本年5月から製作を始めました。**生産量は、本年10月末までに約120万着**の予定です。

布マスクは、それより早く、本年1月に民間企業からの依頼を受けたのがきっかけです。まず、加古川刑務所や高知刑務所で製作を始め、3月と4月に入って**大阪刑務所や岩国刑務所など、19か所**まで増えました。生産量は、**1か月約12万枚(5月末現在)**です。



Q どうして大量に生産できるの？

【記者】

大量ですね！新しく始めたとのことですが、それほどの量を製作できるのは、どうしてですか。



技術を生かして医療用ガウンを縫製します

【担当者】

刑務所では、元々いろいろな衣類や小物などの縫製作業をしてきました。そこで培った技術や知識などが、今回の製作に活かされています。



布マスクを一つ一つ丁寧に縫製します

Q 生産にあたって気を付けていることは？

【記者】

生産にあたって、気を付けていることはありますか。



衛生面に配慮して作業に当たります

【担当者】

何よりもいち早く、医療の最前線に届ける必要があります。また、医療関係者を感染から守るものとして、**高い品質**の保持に万全を期す必要もあります。

そこで、受刑者には、迅速かつ慎重な作業を行うよう指導しています。

また、**衛生管理も重要**です。受刑者には、マスクの着用，うがいや手洗いを励行させています。

Q 受刑者はどのように感じているの？

【記者】

徹底した感染症対策を取っていますね。ところで、受刑者の方の意欲などはいかがですか。



完成した医療用ガウン

【担当者】

新型コロナウイルス感染症が広がる中で、受刑者は、家族や社会に何もできないもどかしさを感じています。今回の医療用ガウン等の縫製作業を通じて、**社会に貢献できることにやりがい**を感じ、毎日一生懸命、作業に取り組んでいます。

例えば、どのように作業を行えば、高品質の物をより早く製作できるか、自分たちで工夫したり、提案したりするなど、とても意欲的です。



布マスクの裁断作業に取り組んでいます

Q 納品先の反応は？

【記者】

医療用ガウンや布マスクを納めた自治体や民間企業からは、どのような声が届けられていますか。

【担当者】

刑務所には、児童から**感謝の寄せ書き**が送られてきました。また、医療機関関係者の方々から、**感謝や激励のお手紙**をいただきました。こうした感想に触れると、受刑者もより**やりがい**を持って、取り組むことができます。



Q 受刑者の改善更生に役立つの？

【記者】

このように社会貢献につながる作業に携わることは、受刑者にとってどのような効果があるのですか。

【担当者】

感謝や激励の言葉を直接いただくと、とても嬉しいものです。このような言葉を通じて、受刑者は社会に貢献していることを実感できます。

そして、自分にできることは何かを考えたり、もっと頑張らなければと前向きになったりします。自分たちは**社会の一員なのだ**という気持ちを持つことは、改善更生や円滑な社会復帰においてとても大切です。今後も社会に貢献しているという実感を大切に指導していきたいと考えています。

Q 矯正展はどうなるの？

【記者】

たくさん質問に、ご丁寧に説明いただきありがとうございました。医療用ガウンの製作の様子と受刑者にとっての意義をよく理解できました。

最後に、刑務作業と言えば、「社会を明るくする運動」の行事の一環として、毎年、刑務所作業製品の展示・即売会が各地で行われています。

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために、新たな生活様式が求められる中、今年の矯正展はどのようになりますか。

【担当者】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、「第62回全国矯正展（全国刑務所作業製品展示即売会）」はやむなく開催を中止しました。

矯正展は、刑務作業の現状とその意義を広く紹介し、矯正行政に対する国民のご理解を得ることを目的として行われています。

秋以降の矯正展等の開催については、情勢を踏まえて検討していきたいと考えています。



さまざまな刑務作業品



第61回全国矯正展の会場の様子
(令和元年6月実施)



編集後記

毎年、1年に1回開催される全国矯正展を、楽しみにしていた方々も大勢おられたと思います。新型コロナウイルスが1日も早く終息して、各地の矯正展が開催できることを心より願っています。

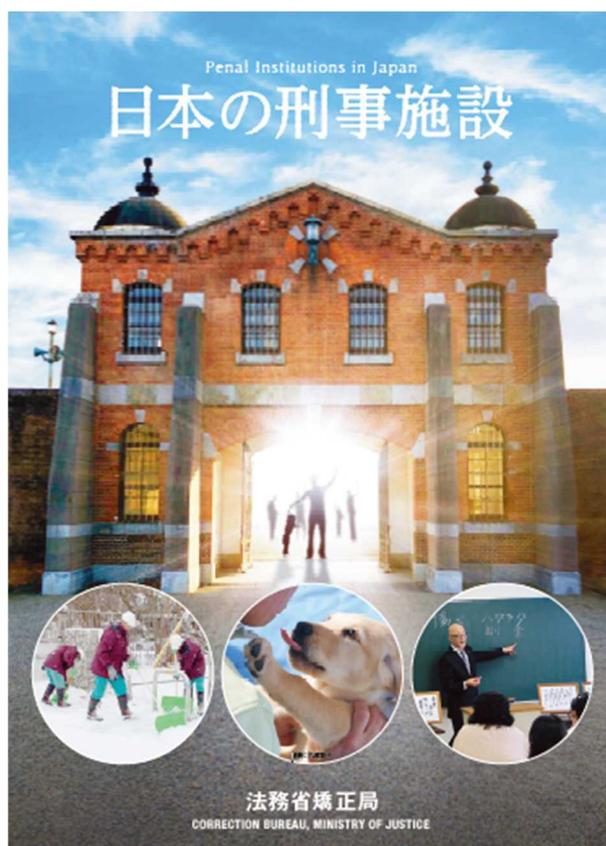
令和元年に開催された「第61回全国矯正展(全国刑務所作業製品展示即売会)」の実施内容については、法務省だより「あかれんが 65号」の記事でご紹介しています。ぜひご覧ください。

さて、本日の取材はいかがでしたか？

刑事施設では、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しながら、新型コロナウイルス感染症と第一線で闘う医療従事者等のための医療用ガウンと、マスクを製作している取組の重要性を改めて感じました。大変、有意義な取材でした。

また、刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称した呼称)のことをもっとお知りになりたい方は、右記のパンフレットのURLをクリック、又はQRコードを読み取って、ご覧になってください。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。それでは、「記者が行く！」次号でまたお会いしましょう！



「日本の刑事施設」パンフレットの表紙



法務省ホームページ
日本の刑事施設の
パンフレット



<http://www.moj.go.jp/content/001311951.pdf>

そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.49

～新型コロナウイルス感染症 支援情報～

情報提供:お電話によるお問合せ・法テラスホームページ

●お電話：新型コロナウイルス感染症に関する法的な問題について、解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を無料でご提供しています。

●ホームページ：役立つ法制度等をまとめたQ & Aをご覧ください。また、メールによる情報提供も行っています。ぜひご利用ください。

法的トラブルでお困りの方
法テラス・サポートダイヤル
0570-078374
おなやみなし
平日9時～21時 土曜9時～17時

新型コロナウイルス感染症について ※詳細はこのバナーをクリック

新型コロナウイルス感染症に関する法テラスの特別ページを、開設いたしました。

※法テラスからのお知らせや、よくあるお問合せとその答え(Q & A)などを公開。



電話での弁護士・司法書士との法律相談(予約制)

●実施内容

法テラスでこれまで実施していた弁護士・司法書士との「面談」での法律相談を、一部「電話」でも実施しています。

相談を希望される場合は、お近くの法テラスにご連絡ください。相談当日は、予約した時間に法テラス（もしくは弁護士・司法書士）から、ご連絡し、法律相談の実施となります。

(※実施状況は、地方事務所によって異なります)

●対象となる主な相談制度

- ・民事法律扶助制度
- ・被災者法律相談援助（現在の対象は、令和元年台風第19号の被害にあわれた方です）
- ・DV等被害者法律相談援助

■法テラスについて知りたい

●法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、相談情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー→随時募集中♪
【法テラス公式Twitter】

●広報誌「ほうてらす」



【第48号】
特集：「スポーツと法律」
表紙・インタビュー
：太田唯貴さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
【広報誌「ほうてらす」】

●メールマガジン「ほうてらすPlus」

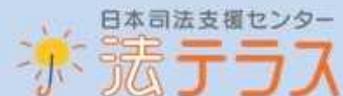


法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報を紹介。
ホームページから登録いただけます。
【メールマガジン「ほうてらすPlus」】

■法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

インドネシアにおける活動のご紹介

インドネシアでは、平成27年12月から、最高裁判所、法務人権省知財総局及び同省法規総局という三つの機関を相手方機関とするJICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が進行中です。このプロジェクトには、法務省から検事2名（うち裁判官出身1名）、特許庁から1名の計3名の専門家がアドバイザーとして派遣されており、私は、インドネシアの裁判所における知財事件の処理の予見可能性を高めることを目標に、裁判官の研修、判決集の作成などの支援業務を行っています。

当地インドネシアでは、以前と比べ少なくなってきたと言われるものの、模倣品や海賊版が市場において公然と売られているようで、知的財産侵害品と思しき商品を見かけることがままあります。こうした知的財産侵害品の流通は、法制度を整えれば直ちになくなるというような簡単な問題ではありませんが、もし知的財産権が適切に保護される体制が整っていなければ、先行する事業者の商品開発努力や信用にただ乗りして模倣品等を製造、販売するといった行為を法的に抑止することが困難となり、大きな社会的害悪をもたらすものと考えられます。当地における裁判官向けの研修などでは、こうした観点等から知的財産権保護の重要性を説明し、裁判所が知財事件を

インドネシア長期専門家 細井 直彰

処理するに当たっても、知的財産権の本質を理解して適切に知的財産法を適用する必要があるということを理解してもらえるように努めています。

知的財産制度が安定的に運用されてその機能を果たすことは、インドネシアに投資をする外国企業にとってメリットがあるのみならず、インドネシアの国内産業が成長していく上でも重要なことだと思います。人材育成を通じた法運用の改善はすぐに果たせるような易しい課題ではなく、時間のかかる取組ではありますが、当プロジェクトの活動を通じて、インドネシアの法・司法分野の改善に少しでも貢献できればと思っています。



活動写真

（令和2年3月に実施した
バンドアチェ現地セミナー）



法務省ホームページ
インドネシアでの活動等



http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_indonesia.html

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.5

～刑事局付(兼東京地検検事)～

職 名：刑事局付（兼東京地検検事）
 氏 名：阪本 英晃
 採用年：平成21年
 所 属：法務省刑事局

【Q1】検事ってどんな仕事？

【A1】

検事の主な仕事は、刑事事件について、自ら取調べ等の必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて起訴・不起訴の処分を行い、起訴した事件については、犯罪を証明して、裁判所に法の正当な適用を求め、有罪判決が確定した場合には、その刑の執行を指揮します。

【Q2】最近のトピックスは？

【A2】

検事の仕事で、近時、重視されていることの一つに、再犯防止の取組が挙げられます。検事は、再犯防止に当たり、時には被疑者の弁護人とタッグを組んで、被疑者に対してはどのような再犯防止策があり得るかを一緒に考え、実行に移すこともあります。

再犯防止は、捜査機関や裁判所、刑務所の負担を減らすといった面もありますが、何よりも新たな被害者を生まないことにつながり、今後も引き続き、重要な課題となっています。



執務席にて仕事をする様子



再犯防止ポスター

【Q3】検事のやりがいて何？

【A3】

検事が携わるのは、一般人にとって、一生に一回あるかないかの事柄であり、失敗すればやり直しがきくといったものではなく、非常に緊張感のある仕事です。

そのような中でも、犯罪者を適切に処罰して被害者や御遺族から感謝を伝えられたり、あるいは、犯罪を悔い改めた被疑者、被告人から感謝を伝えられたりしたときは、大きなやりがいを感じます。



法務省ホームページ
刑事局



http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_index.html

【Q4】心に残っているエピソードがあれば教えてください

【A4】

特に印象に残っている事件として、ある乳児に対する傷害致死事件があります。

この事件では、当初、誰がその乳児に致命傷となる頭部への打撃を加えたのかが判然としませんでした。乳児の頭部のあぎを詳細に検討すると、そのあぎが、犯行可能な大人のうちの1人の拳骨の型とほぼ整合することが判明し、犯人を特定することができました。

この事件は、被害者が亡くなっていますが、その声なき声に耳を傾けることの重要性を強く認識した私にとってとても印象深い事件でした。



取調べの様子（模擬）



サイバンインコ
(検察庁マスコットキャラクター)



法務省ホームページ
検察庁のパンフレット



<http://www.moj.go.jp/content/001318256.pdf>